

保護者各位

西東京市子育て支援部長 古厩 忠嗣

### 子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

日頃より保育行政にご理解、ご協力くださいます、誠にありがとうございます。

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、厚生労働省よりの通知を受け、市としては在園児に新型コロナウイルス感染に係る情報が入った場合、下記のとおり対応する予定としています。

なお、通常の保育に関しましては、引き続き「保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）」に従い、日々の消毒や手洗い等、可能な限り対策を徹底して参ります。

また、園での行事につきましては、感染症予防の観点から、中止や規模の縮小等の対応を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

1. 在園児が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合  
＞当該保育園は保健所等と協議のうえ、14 日間程度の休園とします。
2. 在園児の家族が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合  
＞当該在園児については、14 日間の登園の自粛をお願いします。
3. 在園児の家族が、職場や学校等で新型コロナウイルスの陽性者と濃厚接触をした場合  
＞当該在園児については、14 日間の登園の自粛をお願いします。  
なお、2. 3 の場合においても状況等によって、保健所等の助言を参考に休園の実施を検討する場合があります。
4. 在園児に風邪症状及び 37.5 度以上の熱がある場合  
＞解熱するまで自宅療養をお願いします。風邪症状や熱が 4 日以上継続する場合には「帰国者・接触者相談センター等（多摩小平保健所：042-450-3111, 東京都電話相談窓口：03-5320-4509）」までご相談ください。  
各家庭におかれましては、毎朝の登園前に必ず検温を実施していただけますようお願いいたします。

※在園児の他、保育園職員についても原則として上記と同様の取り扱いとします。

西東京市子育て支援部  
保育課保育係  
電話：042-460-9842